

学術機関との基礎研究の共同研究契約

吉 野 栄 二*

抄 録 基礎研究の共同研究，殊に学術研究機関と企業との間のそれには，企業間の開発研究に関する共同研究とはかなり異なる特異性があり，それに伴い，運用方法，研究成果の取扱い等につき様々な問題が生じる。近年のバイオ関係の国家プロジェクトとその成果の利用先である当業界企業との間における，基礎研究成果についてのリーチスルー契約¹⁾の是非，いわゆる不実施補償の取扱いの公平性の論議等が代表的なものであろう。本稿では，基礎研究の共同研究の特異性と対応方法の現状につき説明し，併せて今後の方向性を探った。

目 次

1. はじめに
2. 共同研究とは
3. 基礎研究の共同研究の特徴
 3. 1 研究の目標
 3. 2 研究の遂行
 3. 3 研究成果の取扱い
4. 問題点と対応
 4. 1 研究の目標，目的
 4. 2 研究の分担
 4. 3 第三者への研究委託
 4. 4 研究費用分担
 4. 5 契約期間
 4. 6 研究者の派遣，施設の利用
 4. 7 研究成果の相互開示
 4. 8 研究成果の帰属等
 4. 9 研究成果の公表，公表と特許出願
 4. 10 外国特許出願について
 4. 11 秘密情報の管理
 4. 12 研究のコンタミネーションの防止
 4. 13 共同研究から共同開発へ
 4. 14 優先実施と猶予期間
5. 利益分配，不実施補償等
 5. 1 不実施補償等
 5. 2 マイルストーン契約等
 5. 3 国家財源の使用
 5. 4 今後の方向
6. 提言，注意点
 6. 1 包括契約，個別契約
 6. 2 多数機関による横断的な共同研究，研究組合
7. 外国での共同研究
 7. 1 米国の研究機関との共同研究における研究成果・特許取扱い上の留意点
8. おわりに

1. はじめに

筆者は長年，企業の立場で学術研究機関との共同研究に関与し，また，学術研究機関の立場で他の学術研究機関及び企業との共同研究に関与して来た。その間，学術研究機関と企業との間の基礎研究レベルの共同研究には，研究の運用，研究成果の取扱い等について，企業間の開発レベルの共同研究とはかなりの面で異なる考え方，取扱いが必要であることを経験，知見した。本稿は，それを踏まえて基礎研究の共同研究の課題を挙げ，併せて対応方法等につき，私見を述べるものである。

2. 共同研究とは

共同研究は，複数当事者が一定の合意の下で

* 青和特許法律事務所 Eiji YOSHINO

共同して研究を行うもので、「共同」の内容としては、

- ① 研究範囲の分担
- ② 技術資料、研究成果、材料・試料等の相互開示・提供
- ③ 研究報告会、連絡会、施設見学会等
- ④ 研究員の相互派遣、研究施設の相互利用等が挙げられる。

因みに、当事者が複数であっても、一方が資金提供のみを行い実質的な研究行為を行わない場合は共同研究ではなく委託研究（Contract Research）として、別個に取扱うのが適当である。

また、研究の開始時に情報或いは材料を一方から他方に提供するだけで、研究開始以後は研究情報の相互開示が実質的に無い（研究終了後の結果報告はあるとしても）場合も共同研究とは言えない。このような場合は材料移転（Material Transfer）として取扱い、材料移転条件及び秘密保持等を定めた材料移転契約（Material Transfer Agreement：MTA）を締結するのが適当である。

このように、共同研究は当事者が夫々研究を行うこと、及び研究過程で相互の情報交換がなされることが前提となるので、当事者一方の研究能力（実験のみならず調査、解析等を含めた広義での）が低いと考えられる場合や、一方が研究過程における各種機密情報の他方への流出を恐れるような場合には、共同研究という枠組みは成立し難いことになる。企業間では、情報の乏しい側が相手方の豊富な情報の取込みを狙って共同研究を仕掛けることもあり、仕掛けられた側は流出する情報の見返りとして何が期待し得るかを十分に検討した上でないとそのような共同研究には踏み込めないことになる。研究の継続意欲及び費用負担能力を含めた相手方の信頼性、信用度も当然問題となる。

また、共同研究の成果は、「共同」の結果と

して原則的に共有とされ、第三者への開示・提供、実施許諾等が制限されるので、殊に上流と下流の共同研究においては、下流側の開発力、営業力、関連製品のシェア等によっては成果の普及がままならないこともあり、上流側である研究機関にとっては、かかる観点からの下流のパートナーの選択も重要な問題である。

3. 基礎研究の共同研究の特徴

3.1 研究の目標

応用・開発を行う、企業同士の共同研究にあつては、研究成果の商業化を図ること、併せて成果の権利化及びノウハウの秘匿により第三者に対する優位性の確保を図ること、は共通の目標であり、この点での両当事者の利害は一致している。しかし、学術研究機関同士の場合は別として、学術機関と企業との基礎研究レベルにおける共同研究は少なからず様相を異にする。即ち、学術研究はそもそも商業化を狙って行われる訳ではなく、研究結果を逸早く学会で、或いは学術論文として発表することにより研究の先端性、優位性を示し、引いてはかかる公表により更なる第三者の発展的研究を誘発することにより、学術機関側では共同研究はかかる目標をより迅速、確実に達成するための一手段と位置づけられる。研究成果が商業化に繋がるとしてもそれはあくまでも二義的、結果的なものである。一方、企業側にとって学術機関との共同研究の主たる動機は、自社保有の新情報や新材料について、想定される特性や性能につき権威者である研究者からの客観的評価を得、或いは新規な有用性を見出し、それらを商品のグレードアップや新商品の開発に利用することであり、研究結果の早期公表、普及等による学術的、社会的貢献はそもそも意図されてはいない。むしろ、独占・優位性維持のためになるべく公開は避けたい、ノウハウとして秘匿しておきたい

のが本音であろう。

3. 2 研究の遂行

学術機関では、契約当事者は機関名となるにせよ、実際の研究遂行は研究者に一任されるので、例えば、主研究者（Principal Investigator）の指名、提供される情報・試料のアクセス範囲の制限（研究場所、研究員の指定等）等が必要となる。また、学術研究機関の研究室は受託研究等で恒常的に別の企業と接触していることが多く、且つ当該研究室関係のテーマには当然共通性が高いので、相手方当事者、殊に企業にとっては好ましくない「第三者（企業）との並行的な共同研究」が行われてしまうおそれがある。また、学術機関では研究員の不足或いは効率の点から試作・評価等を第三者に委託することも少なくなく、その方面での情報流失の恐れも企業側にとっては気になるところである。

なお、共同研究が一定の目的を達して終了し、商業化に繋がる可能性のある成果が得られた場合には、特許化を志向するのは当然としても、以後の展開をどうするかという課題が残り、「共同開発」への移行の可否等対応が問われることになる。何れにせよ、学術機関側が「開発」²⁾のため多くの研究者を当て、大きな開発費用を負担することは一般には困難であり、それまでの共同研究の路線の単純な拡大継続はあり得ない。

3. 3 研究成果の取扱い

成果の帰属に関しては、共同研究の性格からして、一般には研究成果、及び成果に含まれる或いはそれを基に着想される発明は(原則的に)共有として当事者双方が合意するケースが多いが、殊に同一機関内で並行的な研究がなされているような場合には、単独か共有かの線引きが出来るような規定を設けておく必要がある。基礎研究の研究成果は、一般には直接商業的に利

用されるものではなく、利用し得るとしても商業化までには相当の年月と開発努力を要するものと考えられる。しかし、近年ITを含めた解析・評価技術の進歩により基礎から応用、実用までの距離が縮まり、この傾向は生物系分野で顕著であると言われている。これにより研究成果が「知的財産」として捉えられ、成果に基づいて近い将来得られる利益の分配を巡る当事者間の対立があり得る。

利益の分配については、学術機関側から企業側に対し、商業行為を行わないことを前提として「不実施補償」が求められることも多く、その場合、補償自体の是非、補償の算定ベース、料率等が問題となる可能性がある。

また、学術機関側は当然、共同研究の相手方である企業における商業化を期待するが、当該企業の内部事情により、或いは力不足のため相当な期間後も商業化されず、学術機関側にとって思惑のような分配収入が得られないということもあり得るので、学術機関側から企業側に対し誠実な実施化努力の要求、或いは実施期限（猶予期間）の設定及びそれ以後の独占実施権の放棄等の要求があり得る。

4. 問題点と対応

4. 1 研究の目標、目的

研究の対象、範囲を広く定義すると相手方から入手できる情報、成果は多くなるが、一方こちらからの持ち出しも多くなり、後述のように他の研究とのコンタミネーションを引き起こす恐れも生じる。定義が不明確であると後日の紛争の種となり不測の不利益を受ける恐れがある。従って、必要以上に広くならないように、また「…に関する研究」のような境界の不明な表現を避け、解釈に紛れの無いように出来るだけ明確に定義しておく必要がある。

また、研究をどの段階まで行うかに関しても、

出来るだけ明確にしておくことが望ましい。これは、基盤技術を構築するための研究の場合には、例えば試作品についての数値的な到達目標レベルを決めておくこと等で対応出来る。しかし、最終的な商品或いは商業プロセスがイメージされている研究の場合は基礎段階から商業化段階まで多数の段階があるので、必ずしも容易ではない。例えば、疾病関連遺伝子→遺伝子産物→機能解析→評価系→ライブラリー化合物評価→候補化合物選定→薬効・毒性評価→臨床試験→医薬（商品）という流れがある場合、上流側は学術機関の領域であり、下流側は企業の領域であるが、共同研究としては何処から何処まで行うのが適切かという問題である。研究能力、費用負担能力は勿論として、研究成果の開示義務及び帰属（共同研究の成果は分担に拘わらず「共有」として取扱われることが多い）を十分考慮する必要がある、そうしないと過大な負担或いは大きな不利益を被る恐れがある。

4. 2 研究の分担

共同研究の目的は相互補完にあるので、得意分野による分担が基本となろうが、所要人員を含めた量的な面での研究充当能力を見極めておく必要がある。また、研究費用は分担に応じて負担することが多いのでこの面も十分考慮されねばならない。（「研究の分担」は研究の段階に沿って記されることが多いので、ここにおいても開示義務、成果の帰属等への波及に注意する必要がある）

4. 3 第三者への研究委託

学術研究機関は本来の研究を外れた業務を最小限に止めようとするので、例えばサンプル化合物の試作が研究分担になっていてもマクロ評価用の大量サンプルについては自身で試作せず第三者に委託することもある。更に、サンプルの物性評価、データの統計解析等も外注の可能

性がある。また、企業については、近年製造部門や研究部門の分社化や海外関係会社への業務委託が促進される傾向にあり、契約当事者と法人格が別であれば第三者と位置づけられるから、これらの関係会社について契約上の手当てが必要となる。

4. 4 研究費用分担

研究の分担に応じて夫々が負担するが、特に多額の費用が発生する場合は別途協議して負担割合を決める、というのが一般的な方法であろう。

なお、一方の当事者である公的学術機関が保有する大型研究施設については、共同研究の場合他方当事者は無償でこれを利用することが出来るようであり、企業等にとって共同研究の大きなメリットになり得ると思われる。

4. 5 契約期間

ターゲットとしての研究成果をどの様に設定するかによるが、基礎研究である以上ターゲットをあまり下流に設定するのは避け、到達可能性の高い身近なターゲットを定めて当初は短期間とし、当該期間の終了前に協議し、ターゲットの見直しを含めた継続の有無を決定するように規定しておくのが良いと思われる。当事者の終了意思表示が無ければ自動継続とする例も少なくないが、目標管理が希薄になり、また結果的に研究のコンタミネーションや研究成果の帰属問題等を来し不利益に繋がる恐れがあるので推奨出来ない。

4. 6 研究者の派遣、施設の利用

必要に応じて規定する。派遣される研究者については、近年、機関間の共同研究契約とは別に研究者個人に対し受入れ側機関が秘密保持等につき誓約書の提出を求めることも多い。

施設の利用については、当事者間で協議の上

使用条件を別途に定めるのがよい。

4. 7 研究成果の相互開示

MTAでは、受領者側の開示義務として条文化されるのが通例であるが、共同研究では相互開示自体は当然のことなので、条文上は研究の進捗報告もしくは研究報告会・連絡会の開催として規定されることが多い。報告時期、態様、内容等につき紛争を生じないように予め定めておくのが望ましい。

4. 8 研究成果の帰属等

上記3. 3で述べたように、共同研究という性格からして、一般には調査、分析、実験等により直接得られる成果も、それに含まれる或いはそれを基に着想された発明等も共有とされることになろう。但し、実際の契約書では、時に、「原則共有」とする、或いはより明確に「共同の成果は共有とし単独の成果は単独とする」として例外を認めるケースも多い。目的にリンクしない偶発的な成果、或いは共同研究の枠組の外において並行的な研究が行われた場合の成果について、双方合意の下に例外的な取扱いを認めるという趣旨であろう。勿論、共有とされた発明であっても、特許出願する場合共同名義とするか否かは別個の問題であって、事業上の必要性及び費用（出願も投資である）の観点から、ある国には共同出願を行い、またある国については片方の当事者が出願権を放棄することにより他方当事者が単独で出願することも多く行われている。また、上流と下流との共同研究の場合、夫々の事業内容に合わせて、発明のカテゴリーにより共同出願か単独かを予め定めておくことも行われている。共同出願については、案件毎に別途、持分、費用分担、第3者への実施許諾条件、手続き担当等を定めた「共同出願契約」を締結するのが通例である。また、単独出願とした特許については、出願権を放棄した側

に非商業的研究への使用の自由（無償の通常実施権）³⁾が認められているようである。

4. 9 研究成果の公表、公表と特許出願

前述のように、学術機関の研究者は当然に研究のプライオリティーの確保を目指すので研究成果は一刻も早く、且つ詳細に公表したいと望み、一方企業側としては、特許出願前の公表は発明の特許化の阻害要因となり、また公表内容が詳細に亘ればノウハウが公共財産化し、第三者に対する優位が損なわれる恐れがあるので公表はなるべく遅らせ、且つ要点のみに留めたいと望む。発表が論文だけに留まる場合には、学術雑誌への提出から発行までに通常2ヶ月程度はかかるので、提出内容につき何を出願するか、何をノウハウとして秘匿するか等につき少なくともチェック期間は十分にあるが、学会発表については予稿集（近来はウェブ掲載も多い）まで考慮すると時間的にきわめて厳しくなる。

また、基礎研究の学会・論文発表では研究成果の応用性、実用性を示す必要は無く、実証データの多寡も通常はあまり問題にはならないが、特許ではいわゆる「産業上の利用性」（有用性、用途）を明確に示す必要があり、また、実証データが乏しい、或いはワンポイントのデータしか無いような場合には、折角出願を急いでも権利化出来ない、或いは権利範囲の極めて狭い特許しか取得出来ないことになる。

更に、生物系材料まわりの先端的な研究成果については、出願の特許性や成立した特許の権利範囲についての判断が困難であるケースも多く、そのため、何を出願すべきか、何をノウハウとして留めるべきかの判断も困難なことが多く、予算面にも大きく影響が出ることになる。これは、科学、技術の進歩スピードに法的な対応が追いつき難く、特許庁における審査も裁判所の侵害訴訟判決も、最新の成果について直ちには明確な判断基準を示すことが出来ない事も

一因である。いわゆるリサーチツール⁴⁾に関する特許が典型的なものであって、嘗ては数千万円かけて行った出願が、審査基準の動向により特許成立の見込みが無くなったため公開前に全件取り下げたという事例がある⁵⁾。

対応策として、まずは双方の研究成果についての確に情報の共有がなされる必要がある。生の研究結果は随時報告されるであろうが、問題は特許可能性やノウハウ価値のように対外的な価値のある情報であり、研究者が日頃からこれを意識すること、研究連絡会のような場で提案、検討事項として常時取り上げること、等が基本となろう。

学会・論文発表の計画は事前に通知し合い、原稿（論文の場合はアクセプト後ではなく最初の投稿原稿）は直ちに提供し合うとして、相手方に出来れば30日程度のチェック期間が与えられるのが望ましい。

特許としての実験データは化合物、用途、方法等クレームのカテゴリーによって異なるが、発表の時点で所要データを十分に揃えるのは一般には困難なことが多いので、特許法上の「国内優先出願」を利用して1年以内にデータの補完を行うこととし、採取の方針、分担を取り決めておくのが現実的な対応となろう。但し、発表がある以上それを見た第三者が補充予定部分につき実験を行い出願を先行することもあり得るので、データの補完はなるべく早く行うのが望ましい。

出願手続きは公表前に完了するのがベストではあるが、殊に学会発表の場合には時間的余裕が乏しいため、特許法上の「新規性喪失の例外」を利用して、発表を先行し6ヶ月以内に所定の出願を行うケースも少なくない。しかし、この出願方法には欧州特許が取れなくなるなど不利な面もあることを認識しておく必要がある。

審査基準については、特許庁は国際的なハーモナイゼーションを標榜しており、具体的には

日米欧三極特許庁の研究報告が各国レベルでの新基準制定の基礎とされる方向にあり（実際、EST（遺伝子断片、Expressive Sequence Tag）及び蛋白質立体構造についての基準はこれに準拠して制定された）、また、特に最先進国である米国の公聴（Public Hearing）記録及び実際の訴訟の過程で公表される裁判官の意見（Opinion）からも種々の問題について動向を読取ることが出来るので、これらを十分フォローしておくべきである。

4. 10 外国特許出願について

生物系の研究成果は将来疾病の診断方法、治療方法或いは医薬そのものに結実し国際的に大きな市場が形成される可能性があるため、国内のみならず諸外国への特許出願が考慮されることになる。外国出願の費用は出願時1件1ヶ国当たり約百万円、審査、権利維持まで含めると4～5百万円と見積もられるので、例えば米国と欧州4ヶ国とすれば2,000～2,500万円程度となる。自己実施の無い研究機関では、見返りは企業からの実施料収入のみとなろうが、仮に実施料率を2%とすると、収支が見合う為には実施許諾先において10数億円の売上が見込まれねばならないことになる。この数字は、医薬のような最終製品の場合は別として基礎研究の成果に基づく特許にとっては、容易には達成できない、むしろ一般には達成困難なレベルにあると言えるものである。また、例えば100件の日本出願を外国に出願すると、出願時だけで1億円の予算措置が必要になるということも殊に学術研究機関にとっては極めて現実的な問題となる。

対応策として、まずは外国出願に当たっての出願当事国の市場規模及び予定し得る実施許諾先の有無の把握即ち実施見込みの把握が必須であり、単に将来の可能性や技術の先進性といったことのみ基準を求めるのでは費用に見合った効果は到底期待出来るものではない。また、出

願以後に発生する費用が相対的に多いことを踏まえて、出願後も実施見込みをフォローし、見込みが乏しくなったものは逐次打切ってゆく等の方策もとる必要がある。

出願期限（国内出願から1年）内での判断が困難な案件についてはPCT出願を行い、移行国指定期限（18ヶ月）まで調査・検討を継続することも有効であろう。PCT出願には調査レポートによる特許成立性のチェックが出来るメリットもあり、近年多用されるようになった。但し、当事国への出願費用にプラスして1件当り約70万円の費用がかかることにはなる。

4. 11 秘密情報の管理

学術研究機関が当事者である場合、管理上困難なのは研究者個人の身に付いた、文書にされていない情報の扱いである。産業上有用なノウハウであっても研究者側には個人の知識或いは研究スキル的一部分としてしか認識されていないこともままあり、更に、研究業績の公表に当って持てる限りの知識を動員し、出し惜しみはしないのが研究者の本能的行動パターンなので、企業側として秘密にしておきたい情報が言わば自然に漏れてしまう恐れがある。まとまった情報やサンプルを提供するような場合には秘密保持契約も一手段ではあるが、遵守のチェックは実際上困難であり、勿論個人の頭脳から頭脳への流出は避けることが出来ない。

また、殊に学術研究機関では類似テーマについて当該学術機関と第三者との共同研究が並行して行われる可能性があり、その場合も流出の恐れが無いとは言えない。

対応策として、先ずは特許出願に値する、もしくは出願は無理としても産業上のノウハウ価値を有する情報を共通認識として持つべく努めることが大切である。その上で、特許出願を優先させる、ノウハウの開示については慎重を期す、ことが必要である。一般に学術発表の場合

には、ノウハウよりも得られた結果の分析・確認及び機構・機序の解明（ノウホワイ）が重要とされるので、ノウハウの開示を最小限にとどめることは可能と思われる。但し、論文でなく学会発表や新聞発表のような場合には質問者への口頭での回答方法に十分留意しておくべきである。

4. 12 研究のコンタミネーションの防止

共同研究に入る以前から当事者が同一もしくは類似の研究を行っていた場合、それまでの独自の研究成果と今後の共同研究の成果との間にコンタミを生じることがあり得る。また、殊に学術研究機関においては第三者との間に類似した並行研究が行われる可能性があり、その場合同様な問題が生じる。

研究開始時における対応策として、独自研究成果の保護を図るため企業間でよく行われているのはいわゆる「封印」である。これは、共同研究開始以前の重要な情報（研究レポート、プラントの図面、建設記録、運転マニュアル等及びそれらの目録）を密封袋とし公証人役場に持参して確定日付印を受ける（手数料は1袋当り700円）もので、実務上は、封印袋とともに、全く同じ内容物を入れた開封袋をチェック用に保管することになる。

因みに、この「封印」に拠ればプログラム著作物の内容と著作日を確定することも当然出来るので、その限りでは高額且つ煩雑な著作権登録に代えることが可能である。

並行して行われる研究については、条文上は例えば第三者との共同研究、或いは更に受託研究の制限として規定されることが多い。しかし、企業の場合は研究担当者及び研究実施場所を別にする等の対応も可能であろうが、学術機関では、一般にはPrincipal Investigator（研究室や研究グループの長）は複数の外部機関からの研究依頼を受入れるのが通例であり、類似・関連

研究まで禁止することは実際上不可能と考えられる。従って、直接に扱う物質等による一応の線引きは出来るとしても峻別は困難であり、企業側としては、このような点も考慮して共同研究の範囲を限定する等により情報の拡散を最小限に止めるよう努める必要がある。

4. 13 共同研究から共同開発へ

基礎研究の共同研究成果が直ちに市場商品に結びつく例は極めて稀であり、一般的にはその後の開発、商品化研究が必要となる。生物系研究材料を使用する研究にあっては多くの場合最終的なターゲットは医薬、生体用材料、農薬等となるが、その場合、例えば共同研究によって複数の候補化合物等が得られたとしても、候補化合物のスクリーニングから始まり、薬効、毒性、臨床、認可取得と続く開発には莫大な費用と長い年月を要し、また、中断も大いにあり得るので、開発自体が大きなリスクを抱えることになる。

従って、共同研究成果が得られても、その枠組みの中で共同開発を進めるのは適当でなく、共同開発が望まなければ、一旦共同研究契約を終了させた上で、新たに、リスク分担、成果の帰属、利益の分配方法等を含む共同開発契約を締結し開発体制に移行するのが良いと思われる。

4. 14 優先実施と猶予期間

学術機関と企業との共同研究の成果は、当然に当該企業において以後の開発、商業化がなされるのが望ましいが、基礎研究の場合すぐには商品化できず開発が必要な場合が多く、企業側研究者に意欲があっても企業の中長期計画に乗らないため、その後の開発、商品化に移行できないケースも多い。また、計画に乗っても資金的事情、優先順位などにより先送りされ、そのうち見直しにより計画自体が消失するケースも

ままあると思われる。

従って、学術機関側としては、当該企業に優先的な開発・商業化の権利は認めるとして、一定の期限をつけて企業に実行を促し、その間に実行がなされなければ共同研究の成果たる特許、ノウハウを第三者に実施許諾できるよう手当てしておくべきであろう。厳格な期限を設けず、一定期間経過後に企業側から計画の提示を受けてその後の方向を協議決定とするのも一案と思われる。

5. 利益分配、不実施補償等

5. 1 不実施補償等

企業間の共同研究の場合、同業者同士であれば研究成果は共用されるとして、その成果を如何に利用するかは夫々の企業の自由であるから、基礎・基盤研究でもより進んだ開発研究であっても、ある企業が成果の利用により共同研究のパートナーであった他の企業に比して著しく大きな利益を得たとしても、その一部を他の企業に還元するといった問題は本来的に起こりようが無い。一方、上流側企業とそのユーザーの立場にある下流側企業との共同研究の場合は、研究のターゲットが比較的明確で、且つ開発研究であることが多いことにより、成果に基づく市場からの利益が得やすく、従って利益分配の問題が生じる例も少なくない。例えば化学品の製造プロセスに使用する機器の開発を機器メーカーと化学品メーカーとが共同して行うような場合、開発された機器は機器メーカーが製造し化学品メーカーに納入され、夫々が共同研究のメリットを享受することになるが、当該機器に汎用的な市場価値がある場合は、機器メーカーから一般市場への販売も考えられ、かかる販売は機器メーカーに付加的なメリットを与える機会となる。勿論、当該化学品メーカーが競合他社に対する優位を確保するためとしてかか

る販売を認めないこともあろうが、一般には、機器が市場で販売される毎に、販売価格にある料率を掛けた金額を化学品メーカーに還元するという形で一般市場への販売を認める例も少なくない。いわゆる不実施補償であり、当該化学品メーカーは自ら機器の製造販売を行わず、また、共同研究成果に基づく当該機器に関する特許・ノウハウの第三者への実施許諾もしない、即ち「不実施」という前提の下に機器メーカーの得る付加的な利益の分配を受けるものである。算定の際の料率としては、例えば、当該技術を第三者に実施許諾すると仮定した場合の継続実施料率の半分程度が妥当とされているようである。継続的な補償に代えて、想定される市場価格より相当低い価格で機器メーカーが化学品メーカーに当該機器を納入する、「一時払い」補償が行われることもある。その場合の補償度は理論的には想定される第三者からの実施料総額をベースにして決定されるべきであろうが、一般に総額の算定は困難と思われる。

一方、学術研究機関と企業との共同研究では、当然に学術側が上流、企業側が下流となる訳であるが、その場合には不実施補償そのものの妥当性が問われる場合も多く、また、補償を行うとしても、上記の企業同士の場合のように簡単には行かない。

企業側からは、①共同研究の成果が先端性のある研究成果の発表として実り、且つ以後の研究に使用、活用されるとすれば学術研究機関側の本来の目的は既にほぼ達成されたのではないかと、②商品化には大きな投資リスクが伴うが学術機関側は一切リスクを負っていない、③研究への使用は商業的实施ではないにせよ特許法という実施に当る⁶⁾ものであり、例えば共同研究成果がバイオリソースのような場合研究所内で多量自製することにより企業側に逸失利益を生じる恐れがある、また、④学術側に第三者への実施許諾権が留保されている場合には自己の商

業的实施の放棄だけでは不十分である等、不実施補償そのものの妥当性を問う主張があり得よう。

一方、学術側からは、イ) 共同研究の成果があつて初めて時宜にあつた商品化が可能になつたのではないかと、ロ) キーテクノロジーによって投資を大きく上回る利益が得られたとしてそのテクノロジーが共同研究成果であれば利益分配を受けるのは当然ではないかと、ハ) 企業とは異なり「防衛特許」はあり得ないので、不実施補償が無いとすると自ら費用を負担して特許を取得する意味が無くなるのではないかと、等が強調されるであろう。

上記④に関しては、企業側が独占的实施権(もしくは専用実施権)を持つとすることも考えられるが、独占的实施権の設定は技術分野によっては製品の普及・市場拡大の障害を招く恐れもあり、必ずしも独占が大きな利益を生むという構図にはならないし、独占実施権という権利を持っていても、真摯な開発努力、営業努力が伴わなければそもそも利益は生まれないので、技術分野と企業の姿勢とが問われることになる。折衷的な方法として、例えば、企業が独占実施権と引き換えに製品上市後一定期間もしくは売上高が一定額に達するまでは不実施補償金を支払い、経過後は非独占(学術機関の第三者への実施許諾を認める)に切り替える、学術機関はそれにより得られる実施料の一部を企業に還元する(以後、企業側の不実施補償金支払いは止める)、といった構図も考えられないでもないが、この場合は、適切な期間或いは売上高の設定が難しい。

上記ハ)に関しては、共同名義の出願であっても特許取得費用は専ら企業側の負担とすることも行われているが、殊に外国出願費用は数千万円といった投資的な扱いを必要とする高額になる場合もあり、企業といえども簡単には受け入れ難いであろう。

また、補償金支払い自体が了解されたとしても、算定方法をどうするかという問題がある。即ち、補償金額は上市製品の売上高にある料率を掛けて算定されることになろうが、企業側からするとその際の料率としては製品についての一般的な（相場としての）実施料率ではなく、先ず製品への共同研究成果の貢献度を算定し、一般的な実施料率にその貢献度を乗じた料率を適用すべきである、或いは売上高ではなく利益額をベースとすべきであるという主張が考えられ、両者で調整が必要である。

5.2 マイルストーン契約等

「不実施補償」は相手先企業の商業的实施を前提として、それにより得られる利益を学術機関側に還元するものであるが、基礎研究の成果は商業的实施に至らないケースも多いので、近年、不実施補償の一環として、「マイルストーン」契約なるものが提案されることがある。これは、商業化以前の開発段階においても段階の節目毎に補償金の支払いを求めるもので、例えば医薬のスクリーニング特許について、契約時、スクリーニングによる候補化合物群取得時、及び以後フェーズの進行段階毎に企業側が累進的な一時金を支払うといった方法である。しかし、単なる開発段階ではフェーズの進行があっても利益が生れる訳ではないので、開発が共同で行われるような場合は別として、企業側としてかかる一時金は支払い根拠に乏しく、且つ実務上適正額の算定も困難であり、場合によっては税法上の問題が生じる恐れがある。例えば、研究開発費の還元の意味をも含めた技術開示料としての契約一時金と位置づけ、その分割払いを行うという論理構成も一応は可能ではあるが、その場合のトータル金額は、例えばオプションフィー⁷⁾よりは高額であるとしても、一般的な実施料よりは通常はかなり低いレベルとせざるを得ないであろう。

5.3 国家財源の使用

更に、学術機関と企業との共同研究において、当該学術機関が主として国家財源によって運営されている機関であるか、或いは国家財源が研究の基盤になっているような場合、企業側からすると、その財源はそもそも企業の収益から法人税等として徴収されたものであり、また、新たに共同研究への費用負担（即ちリスク負担）もしているのであるから、その上不実施補償を行うことになると、企業の研究・開発投資額の割に高額な利益が得られたような場合は別として、言わば「二重払い」の印象を持つとならざるを得ないであろう。一方、学術機関側からは、研究成果やそれに基づく特許は単なる投入資金の反映ではなく、学術機関としての研究努力の結果として得られた付加価値であるから、かかる付加価値に対してそれに見合う還元を求めるのは当然であり、補償金は研究資金に組入れられ国家からの投入財源の低減にも繋がるとの主張があり得る。

この点につき示唆的なのは米国の産業政策制度である。その中核をなす関連法規は、スチープン・ワイドラー法（1980公法96-480）及び特許商標改正法（通称バイ・ドール法、1980公法96-517）に拠れば、政府資金を使用する研究のタイプとしては、資金提供（Grant）、委託（Contract）及び共同研究（Cooperative Research、スキームとしてはスチープン・ワイドラー法における“CRADA”、後述）があるが、いずれの場合にも研究成果としての発明については、

- ① 資金受領者から政府への開示義務
- ② 資金受領者が権利を保有するか否かを自ら選択する権利
- ③ 資金受領者が権利保有を選択した発明につき、
 - a) 資金受領者が権利化費用を自ら負担する

義務

- b) 第3者への独占実施権許諾に関する制限
- c) 政府機関へのワールドワイドな、非独占的、譲渡不可、無償の実施権
- d) 政府機関が健康、安全もしくは公共の利益のために必要な場合第3者に対し実施権を供与できる、政府機関の権利（マーチ・イン・ライト 35USC203)

④ CRADAの場合、政府機関単独もしくは共同の成果である発明につき、資金受領者が独占もしくは非独占の商業的実施権を得ることが出来る。独占の場合は全ての特許費用を負担する義務を負う。

が定められており、上記c)及びd)の存在による為か、「不実施補償」のような規定は無い。これは即ち、発明の価値評価を資金受領者に委ね、価値あるとした発明は受領者の費用で権利化させる（政府機関側として原則的に自らは出願しない）、見返りとして国民の著しい不利益となるような受領者側の独占は許さない、というものであり、バランスが考えられたスキームと言えよう。なお、上記d)が一部政府機関で濫用され受領者側の利益が不当に損なわれた例⁸⁾があったため、この部分は国家技術移転振興法（1995 公報104-113）により改正され、受領者側による対応を優先し、対応が不可能な場合のみd)が適用されるようになった。

加えて、上記5.1節でも述べたような理由により、独占的実施権を基にした判断基準も再考する必要があると言われている。即ち、独占によって多くの利益が得られる例としては医薬分野が典型的なものであろうが、一方、大量生産が利益基盤である電気電子、或いは産業機械等の分野では新技術が世の中に広く普及することが先決であり、一社独占は往々にして供給能力の限界、フィードバック不足によるカスタマイズ或いは改良の遅延等による普及の遅れ、即ちマーケットの成長遅延を招き兼ねない。かか

る分野では、複数の或いは場合によりかなり多数の通常実施権者を作りマーケットの拡大を優先する方が、一社独占に勝ることとなろう。実際、米国においても、上記④のCRADA成果について「独占」を選択したケースは以外に少ないようである。

5. 4 今後の方向

以上のような状況に鑑みると、専用実施権或いは独占実施権と不実施補償とをパッケージとして考えるのは必ずしも適当とは言えず、技術分野によっては、例えば通常実施権に優先性をもたせ、且つ、付加価値の程度・寄与率を評価して、一定水準以上の場合に不実施補償を行うというような決済もより現実的な方法と成り得るのではあるまいか。ともあれ、米国の政策をそのまま踏襲する必要は無いとしても、殊に国家財源を使用した研究については、成果である技術、特許等の取扱いにつき、再検討する時期に来ているようにも思われる。

6. 提言、注意点

6. 1 包括契約、個別契約

潜在能力の高い機関間では、互いの得意分野の比較的広い範囲について包括的に共同研究を行おうとするケースも多い。そのような場合、先ずは研究のコンタミネーションの防止に留意する必要がある。即ち、範囲が広いと、上記4.12節にも述べたように、独自の研究や第三者との共同的研究との境界が不分明となる恐れがあり、引いては研究成果の帰属や利用を巡って紛争を生じる恐れがある。「封印」は過去の独自研究についての対応にしかならない。

対応策として、想定される広い範囲については、第一ステージとして情報交換とそれに基づく適切な共同研究テーマの選定を行うこととし、

- ① 情報交換を行う分野，対象
 - ② 情報の相互開示，情報アクセス者の限定
 - ③ 連絡会或いは運営委員会の設置
 - ④ 選定された共同研究テーマにつき別途契約の締結
 - ⑤ 発明が得られた場合の協議
 - ⑥ 情報の秘密保持，流用禁止
- 等の基本的事項を骨子とする包括契約を締結する。

第二ステージとして，上記④に基づき，比較的狭く設定した技術範囲について実質的な共同研究を行うこととし，研究分担，費用分担，研究成果の取扱い等の詳細を規定した個別の共同研究契約を締結する，という段階的な取り組みが推奨される。

第一ステージについては，秘密情報の相互開示を最小限に止める，研究のコンタミネーションを回避し得るような個別テーマ設定を行う，個別共同研究テーマの選定は指定メンバーによる運営委員会（Steering committee）の決定事項とする等がポイントとなる。

6. 2 多数機関による横断的な共同研究，研究組合

予定される研究成果が商業化可能かもしれないに近しいレベルにある場合の，即ち企業の開発目標の達成スピードを速めるための横断的な共同研究という枠組みは通常は考え難い。何故なら技術に立脚する企業の収益性はその技術の独占度に比例するので，共同研究の成果が多数のコンペティターの共有技術となること・技術独占の喪失は即ち収益性の低下を意味するからである。国際競争に遅れをとらないため国内では互いに競合する企業同士が結束して共同研究を行うという構図は，このような理由もあって成功は困難と思われる。

一方，基礎研究の場合，殊に非営利研究機関における研究の場合は，そもそもお互いは売

上・利益獲得競争におけるコンペティターでは無いので，研究成果の共有ということに抵抗は少ないであろう。但し，原則共有が合意されたとしても，研究能力，設備・資金能力等における機関間格差，研究者の本来テーマと共同研究テーマとの時間的なバランス，発明が生まれた場合の発明者の決定方法，発明等知的財産の管理方法等，他にも調整を要する問題は少なくない。また，研究成果に基づく発明については，組合自体は法人格を持たないため発明を成した機関が権利者となるが，その発明が商業化された場合組合メンバー間の利益分配方法も問題となろう。更に，共通資金や知的財産の管理を行い得る管理部門の充実度も機関によって異なるので，発明の貢献度が高い機関が発明の管理機関として適するとは限らず，管理機関の指定も調整を要する。研究のコンタミネーションがあると誰が論文の正しい著者か，筆頭著者或いは共著者は誰かといった発明者の選定とはまた別の問題も生じる恐れがある。

なお，近年生物系分野において，公的資金を主な財源とする大規模な研究組合がいくつか組織されているが，そのような場合には，

- ① 研究成果を，一定期間経過後は原則的に全て一般に公開する
 - ② 論文の著者は個人とはしない
 - ③ 一定範囲の発明は特許化しない
- という合意の下に研究が行われることがある。

③については，特許化し得るものを敢えて特許化しないという場合は組合メンバー以外の第三者を利する（メンバーの優位を損なう）ことに繋がるので好ましくないように見える。しかし，これら組合の研究目的はいわゆるリサーチツールの整備が主であり，リサーチツールは機能（特許法に言う「産業上の有用性」）が証明されない限り特許とは成りえないこと，また，機能解析のようリサーチツールの用途・応用開発は自体研究投資負担が大きく，メンバーが

組合研究実施中並行的に行うことには實際上無理があること、研究成果と商業化との間に相当の距離があり差し当って利益の取り合いにはならないこと、等の理由により成り立つものである（但し、メンバーの既往の研究範囲については例外的な取扱いとする等の配慮もなされているようである）。

組合の下部構造或いは次の段階として用途・応用開発が志向されている場合、殊に企業の参加がある場合には、当然前記のような利益分配の問題が伴うこととなろう。

7. 外国での共同研究

外国の機関に研究者を派遣して共同研究を行う場合、研究成果の日本への持込みは当該国の輸出管理に関する法律によっても制限を受ける場合がある。輸出管理の対象には、発明の日本への出願、研究成果の日本への報告（出願要否及び出願内容の適切性を検討するための事前照会もこれに当る）、日本からの出張者との研究打合わせ、一旦日本に持込んだ研究成果の第三国への提供等が含まれると考えられる。従って、契約締結時は勿論共同研究の実行に当って齟齬の無いよう、事前に当該国の法制、プラクティスを把握し運用方針を定めると共に、少なくとも研究の管理者・指導者には方針の順守を求める必要がある。

また、共同研究が当該外国政府の資金援助等を受けてなされる（相手先機関が援助を受けている）場合は、研究成果の特許出願及び技術移転が政策による制約を受けることがあるので留意が必要である。

7. 1 米国の研究機関との共同研究における研究成果・特許取扱い上の留意点

米国の研究機関と共同研究を行う場合、研究成果・特許の取扱いについては次のような2点に留意する必要がある。

- ① 相手方が政府機関の場合、若しくは大学、民間企業等政府機関以外の機関であって当該研究に連邦政府からの資金援助がなされている（ファンドを得ているか若しくは政府機関との共同研究の一部に当る）場合、研究成果に基づく特許の取得及び技術移転は米国産業政策法によってある種の制約を受ける可能性がある。
- ② 米国内で（一部でも）開発された技術の外国への輸出（出願、連絡、発表、外国からの出張者への開示等が「輸出」に当る）は米国の輸出管理関連法の規制を受ける可能性がある。

これらは明確な法規制であって契約当事者同士の合意の有無に左右されるものではない、即ち契約交渉によって解決できる問題ではない。

(1) 米国法規

1) 産業政策関連法

1980 スチープン・ワイドラー技術革新法：公法96-480

- ① 国立研究所（政府資金）と民間（民間資金）との「共同研究開発協定」（Cooperative Research and Development Agreement：CRADAs）制度導入
- ② 民間は研究成果につき政府機関への逐次的報告の義務を負う：報告された情報につき政府機関は一定期間（特許出願の完了まで）の秘匿義務を負う
- ③ CRADAsの研究成果である全てのデータ及び研究材料は参加者間で相互に提供され全員の共有となる、参加者はこれらを自分自身の目的のために自由に利用できる
- ④ 共同研究成果に基づく特許につき、民間側に独占実施権若しくは非独占実施権の取得を選択することが出来る独占的選択権（exclusive option）が与えられる、政

府機関はこれに拘わらず無償の通常実施権を持つ

1980 特許商標改正法（通称 バイ・ドール法）：公法 96-517；特許商標法の1部 35 USC 200-212 及び施行規則 37 CFR 401

- ① 連邦政府から資金の全部又は1部が援助された研究開発（研究委託、資金提供若しくは共同研究）により得られた発明は申出により契約者たる民間（非営利機関若しくは中小企業）が取得できる
- ② 民間は成した発明につき政府機関への逐次的報告の義務を負う
- ③ 政府機関は、契約者が取得した特許につき無償の通常実施権を持つ
- ④ 政府機関は、健康、安全若しくは公共の利益のために必要な場合、契約者が取得した特許につき第3者に実施権を供与できる（マーチ・イン・ライト 特許商標法の1部35 USC 203）

1984 商標明確化法：公法98-620

バイ・ドール法を「中小企業」から拡大し、規模の大小を問わないこととした

1986 連邦技術移転法：公法99-502

発明者たる国立研究所の研究員に対するロイヤルティーの還元

1989 国家競争力技術移転法：公法101-189

法の適用を受ける国立研究所の範囲の拡大（核兵器等も対象に）

1995 国家技術移転振興法：公法104-113 及び施行規則37 CFR 401

政府機関のマーチ・イン・ライトを制限し、特許を取得した契約者の対応が不可能な場合のみ適用されることとした

2) 輸出管理関連法

1979 輸出管理法（Export Administration Act：EAA）：50 USC 2401

1980 輸出管理規則（Export Administration Regulations：EAR）：15 FR 730

1981 特許商標法：35 USC 181-187，同法施行規則：37 CFR 5.11-5.14

- ① 品目（通商管理リスト記載）及び地域の規制
- ② 有形の品目のみならず、書面にせよ、口頭にせよ、米国から技術情報を外国に移転しようとする場合には商務省等に申請し輸出許可（Export License）を取得することが必要
- ③ 米国特許商標局への出願（米国への第一国出願）を行うと自動的に審査がなされるので他の省庁への申請は不要（35 USC 184）であり、申請後6ヵ月までに不許可通知が無ければ許可決定。早期審査制度もあり。

(2) 対応策

1) 共同研究において

- ① 相手方が米国政府機関の場合、研究の範囲をなるべく狭く明確に設定し、且つ、並行若しくは下流（応用、実用領域）の独自研究、研究成果が制約を受けないよう（取り込まれないよう）条文を工夫する。
- ② 相手方が非政府機関の場合、先ずは政府資金の使用の排除をはかる。政府資金が必須と言われた場合は当該ファンド若しくは政府機関との共同研究における研究の範囲を確認（場合により秘密保持契約の締結必要？）し今回の研究計画への影響、及び並行若しくは下流の独自研究への影響排除は可能かを評価する（この点は共同研究の相手先にも確認するのがよい）。例えば、ファンド対象研究の範囲が遺伝子機能解析手法の開発である場合ファンドを使用せずに行う当該開発手法を適用した遺伝子機能解析、或いは蛋白質構造中のドメイン、モチーフの同定がフ

ファンド研究範囲である場合、ファンドを使用しないで行う発見ドメイン利用の薬物スクリーニング方法、得られる活性薬物はいずれもファンド研究の範囲外（報告義務、特許許諾義務の範囲外）と思われる；ファンド研究の成果は未公開の間は当然に秘密保持義務が課せられているので、第3者への開示には注意を要する。

- ③ 上記において、甚大な制約、不利益を免れない場合は共同研究の中止も選択肢となる。

2) 研究成果としての技術情報の日本への移転時

研究成果の導出には、商務省輸出管理局への申請により包括ライセンス（General License to Technical Data under Restriction : GTDR）を取得することが出来るとされているが、詳細については米国弁護士への相談が必要となろう。なお、基礎研究の場合は、下記(3)に述べる例外条項が適用され得る可能性がある。

3) 研究成果の特許出願

- ① 米国内で（一部でも）成された発明については米国への第一出願を行うことを原則とし、日本等外国への出願は1年以内に米国出願に基づく優先権主張出願として行う（出願の優先日は米国出願の日に遡及される）ことが推奨される。米国への第一出願は「仮出願」（provisional application）でもよいが、仮出願から1年以内にそれに基づく正規出願を行う必要がある。また、6ヶ月より前に日本出願を行いたい場合は、別途米国特許庁長官宛の許可申請が必要である。
- ② 日本等外国への出願を先に行いたい場合には事前に特許出願明細書を添付して米国商務省に輸出許可申請を行う必要がある。品目、輸出国が規制リスト外であれば数週間で認可されると言われている。

規制は近年大幅に緩和され、日本等自由主義国への技術移転は、ミサイル、暗号システム等以外は概ね問題とされないようである。

(3) 基礎研究（Fundamental Research）の例外について

前述した輸出管理法では、技術（technology）については、本来的に、開発、製造又は装置の用途（development, production, or use of certain equipment）の為の技術が規制対象であり、基礎研究の成果（results from fundamental research）は対象外とされている（EAR 734.3 (b) (3)）。

「基礎研究」はEAR734.8において定義されており、要件を要約すれば次のようである。

1) 得られた情報は通常の方法により科学文献で刊行され、科学界で広く共有されること。大学の研究は、研究者が刊行の制限を受け入れれば基礎研究とはされない。企業の研究は、研究者に企業の所有財産情報としての制限又は刊行遅延が求められず刊行の自由があれば基礎研究とされる。

2) 所有財産化のための研究（proprietary research）とは区別される。

3) 産業上の開発、設計、製造及び製品の利用・用途、とは区別される。

企業の研究についての注釈からすると、必ずしも研究の枠組そのものの問題ではなく一連の若しくは個別の研究成果の取扱い方の問題であると考えられ、例えば枠組が基礎研究であれば全体として規制外となり、特許出願のように所有財産として扱う部分が出てきた場合その部分について輸出許可の必要性を検討するという運用が可能と思われるが、前記したGTDRの取得是非を含めて米国の然るべき弁護士への事前相談が必要であろう。

8. おわりに

本文中に述べたように、基礎研究に関する共同研究契約には、開発研究に関する共同研究契約とは異なる種々の問題があり、未だ契約の公正・公平性のイメージが出来ていない。また、共同研究の運用の煩雑さを避ける一方法としてのMTAに関しても、生物系研究材料についてはその特有の性質・機能により従来的一般材料についての契約理念では律しきれない面があり、相変わらず力関係或いは政策事情が優先するケースが多い。殊に、生物系研究については、生物系材料の特異性に基ついた新たな法体系の導入も必要かと思われる。この小稿が今後の検討の一助となれば幸いである。

なお、本稿の意見部分は全て筆者個人のものであり、筆者の属した如何なる組織の見解を示すものではないことを付言する。

注 記

- 1) 最終製品をカバーしない上流技術の実施許諾により、最終製品の売り上げ（等）を算定根拠として実施料を得ようとする契約。例えば活性スクリーニング方法と医薬等。
- 2) 「開発（研究）」は、「研究」のなかでも最終製品を明確なターゲットとするものであり、性格上費用対効果が厳しく問われる。
- 3) 日本特許法69条の「試験または研究」の適用範囲については大別して2説あるが、適用範囲に直接言及した判例は国内にはない。学説の大勢は「発明の機能・効果の確認又は改良の為の試験以外は適用外」であり（染野等，米国もほぼ同様であり，Duke University事件等判例もある），これによれば，学術機関が通常行っている

研究行為は大部分が適用外となる。他の説として、産業界への経済的効果を判断基準とする説があり（吉藤，紋谷等），米国にも同様の考え方がある（ヘンリー幸田）。実際には，例えば学術機関が共同研究成果であるマウスを大量に自製使用すると相手先であるブリーダーの営業を阻害する恐れがあり，また学術機関が論文掲載したマウスにつき外部研究者から提供依頼があった場合，69条の適用外としてブリーダーからダメが出るとアカデミアの慣例に反することになる，といった問題がある。「非商業的使用の自由」は，このような事情を踏まえた現実的解決策の1つである。

- 4) 最終製品をカバーするものではない，研究開発の1時期（殊に上流）に使用される「もの」，「方法」。例えば遺伝子，マーカー，組み換えマウス，スクリーニング方法，アッセイ方法等。
- 5) 配列同定された機能不明のESTにつき物質特許付与の可能性があると米国研究機関が大量の出願を行ったが，その後3極合意で「機能（有用性）不明では特許不可」となり全部を取り下げたと言われている。
- 6) 日本特許法68条の「業として」は，多数説では，産業とは関係のない実施，即ち個人的或いは家庭的な実施以外のものを指すとされ，「産業」には事業に関連あるものの全てが含まれる。即ち「学術目的」は効力外とする理由にならない。69条との関係については，前掲注3）参照。
- 7) 「実施許諾の独占的予約」に当たる「オプション契約」の対価であり，評価に必要な技術（しばしば未公開特許が含まれる）の開示の対価にオプション期間（通常1年程度）の独占の対価を含める。
- 8) 米国国立研究機関が，国民の健康維持に必要として共同研究成果である医薬関連特許につき供与を濫発した時期があったと言われる。

（原稿受領日 2010年2月12日）